

武蔵野市地域生活支援拠点等事業 加算等の取り扱いについて

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課



はじめに...

武蔵野市における地域生活支援拠点等事業については、「**面的整備**」(複数の事業者や機関が機能を分担して役割を担う)を基本としています。その趣旨に基づき、市、コーディネーター及び他の事業者、機関等と連携して、障害者等を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進していくということについてご理解をお願いします。

地域生活支援拠点等事業を推進していく上では、現在、地域で障害者福祉サービスを担っている各事業所のご協力が欠かせません。

市が拠点等の機能を担うとして位置付けた障害福祉サービス事業者には、拠点等事業に関連する一部の障害福祉のサービスについて、国によりその役割を評価する**加算**が創設されています。

武蔵野市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項の規定により定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)に基づき、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の障害の重度化及び高齢化並びに親なき後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域の複数の事業者及び機関が機能を分担して面的な支援を行う体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)を整備し、障害者等を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第9条 事業に従事する者は、地域生活支援拠点等の趣旨に基づき、市、コーディネーター及び他の事業者、機関等と連携して、障害者等を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しなければならない。

加算請求に関する手続き (1) 運営規定への規定追加

(事業者等の登録)

第6条 前条第1項各号に掲げる機能を担う事業者等は、その運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。ただし、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスにおける地域生活支援拠点等に関する加算を算定しない事業者等は、この限りでない。

■加算を請求する場合には、事業所として地域生活支援拠点等の機能を担うことを運営規定に明示する必要があります。各事業所の所定の手続き（法人等における意思決定）を経て運営規定にその旨を記載してください。

※ただし、訪問看護事業所や機関等、地域生活支援拠点等に関する加算の取り扱いが無い事業者については、運営規定の変更は任意となります。（運営規定の変更がない場合、これ以降の東京都や武蔵野市への運営規定変更に関する届出も必須ではありません。）

【運営規定記載例】

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う場合は、以下を参考に運営規程への文言追加を行ってください。

第〇条 〇〇事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項の規定により定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)及び武蔵野市地域生活支援拠点等事業実施要綱(令和5年7月1日要綱第56号)に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として〇〇(事業所名)を位置付け、次の機能を担うものとする。

(1) 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
(2) 緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
(3) 体験の機会・場	地域移行支援、親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
(4) 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方、行動障害を有する方、高齢化に伴い障害が重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
(5) 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

加算請求に関する手続き (2)市への届け出

(事業者等の登録)

第6条 (略)

2 地域生活拠点等における機能を担う事業者等の登録を受けようとする事業者等は、武蔵野市地域生活支援拠点等事業所登録届出書(第1号様式)に前項の運営規程を添えて、市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、武蔵野市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(第2号様式)により通知するものとする。

4 市は、前項の規定により登録した事業者等(以下「登録事業者」という。)を、武蔵野市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿(第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るものとする。

- 市に、届出書(第1号様式)と運営規定(変更済)を提出します。
- 市は、届け出内容を確認し、登録通知書(第2号様式)で登録した旨を通知します。
- 市は、登録事業所等の一覧を、ホームページ等で公開します。

加算請求に関する手続き

(3) 東京都・市への運営規定変更の届け出

(事業者等の登録)

第6条 (略)

5 第5条第1項各号の機能を担う登録事業者は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスにおける地域生活支援拠点等に関する加算を算定する場合、加算対象となる事業の指定権者に、武蔵野市地域生活支援拠点等事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に伴う変更届を提出するものとする。この場合において、当該登録事業者は、地域生活支援拠点等の趣旨及び担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

- 計画相談支援、障害児相談支援に関する届け出は、武蔵野市に提出することになります。
- その他、指定の加算に関する届け出は指定権者（東京都）に提出することになります。

- 各サービスの指定変更に関する受付窓口は、令和5年4月より公益財団法人東京都福祉保健財団に委託されています。（<https://www.fukushizaidan.jp/310shougaiseitei/>）

The screenshot shows the website header with the logo of the Tokyo Welfare and Health Foundation and navigation links for training, business operators, and welfare information. The main content area features a banner for '障害福祉事業者指定申請受付等事業' (Designated Application Reception for Disabled Welfare Service Providers) and a text block stating that from April 1, 2023, applications are accepted at the designated service provider offices. A green button labeled '障害福祉事業者指定申請受付等事業' is also visible.

- 運営規定の変更は、10日以内に指定権者に届け出ることとなっています。
- 加算を請求する場合、指定権者から国保連に加算に関する情報が届くまでに若干の時間が必要です。加算請求を行う際には、十分な余裕をもって届出等を行ってください。

■申請に関する各種様式等については、「東京都障害者サービス情報」の書式ライブラリーに記載されています。

<https://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspTop.php>

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Bureau of Social Welfare and Public Health. The main heading is '東京都障害者サービス情報'. On the left side, there is a navigation menu with several options: '事業所検索' (Business Search), 'サービス相談窓口' (Service Consultation Window), '関連リンク' (Related Links), and '書式ライブラリー' (Form Library). The '書式ライブラリー' option is circled in red. The main content area on the right contains several news items and announcements, including 'お知らせ' (Notice), '受付窓口変更のお知らせ' (Notice of Reception Window Change), and '令和5年度障害者グループホーム体制強化支援事業について' (Regarding the Disability Group Home System Strengthening Support Project for Heisei 25).

加算（１）相談

■地域生活支援拠点等相談強化加算

対象サービス	計画相談支援、障害児相談支援	
単位数等	基本単位	加算単位
		700単位／回 （利用者1人につき、月4回を上限）
加算に係る内容	地域生活支援拠点等の機能を担う特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に請求することが出来ます。	
その他		

加算 (2) 緊急時の受け入れ・対応

■緊急時対応加算

対象サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	
単位数等	基本単位	加算単位
	100単位／回 (利用者1人につき、月2回を上限)	+50単位／回 (利用者1人につき、月2回を上限)
加算に係る内容	利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として加算する。	
その他		

加算 (2) 緊急時の受け入れ・対応

■緊急時短期入所受入加算

対象サービス	短期入所	
単位数等	基本単位	加算単位
	福祉・共生型短期入所サービス費 180単位/日 医療型・医療型特定短期入所サービス費 270単位/日	+100単位/日 (7日、もしくは14日上限)
加算に係る内容	居宅においてその介護を行うものの急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を 行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につ き、所定単位数を加算する。	
その他	<u>本体報酬への上乗せ加算となります。基本単位の請求については、 地域生活支援拠点等であることを要件としません。</u>	

加算 (2) 緊急時の受け入れ・対応

■緊急時支援加算 (I)

対象サービス	自立生活援助	
単位数等	基本単位	加算単位
	711単位／日	+50単位／日
加算に係る内容	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
その他		

加算 (2) 緊急時の受け入れ・対応

■緊急時支援費 (I)

対象サービス	地域定着支援	
単位数等	基本単位	加算単位
	712単位／日	+50単位／日
加算に係る内容	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する	
その他		

加算 (3) 体験の機会・場

■障害福祉サービスの体験利用支援加算

対象サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型	
単位数等	基本単位	加算単位
	初日から5日目まで 500単位/日 6日目から15日目まで 250単位/日	+50単位/日
加算に係る内容	<p>指定障害者支援施設等を利用する者が、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	
その他		

加算 (3) 体験の機会・場

■障害福祉サービスの体験利用加算

対象サービス	地域移行支援	
単位数等	基本単位	加算単位
	初日から5日目まで 500単位/日 6日目から15日目まで 250単位/日	+50単位/日
加算に係る内容	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、15日以内に限り加算される。	
その他		

加算 (3) 体験の機会・場

■体験宿泊支援加算

対象サービス	施設入所支援	
単位数等	基本単位	加算単位
		120単位／1日
加算に係る内容	地域生活支援拠点等として届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。	
その他		

加算 (3) 体験の機会・場

■体験宿泊加算 (I)、体験宿泊加算 (II)

対象サービス	地域移行支援	
単位数等	基本単位	加算単位
	体験宿泊加算 (I) 300単位/日 体験宿泊加算 (II) 700単位/日	+50単位/1日
加算に係る内容	指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合（体験宿泊加算 (II) については、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合）、体験宿泊加算 (I) 及び (II) を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
その他		

加算 (3) 体験の機会・場

■共同生活援助サービス費 (体験利用)

対象サービス	共同生活援助	
単位数等	基本単位	加算単位
	障害支援区分 6 697単位/日 障害支援区分 5 582単位/日 障害支援区分 4 501単位/日 障害支援区分 3 411単位/日 障害支援区分 2 322単位/日 障害支援区分 1 以下 272単位/日	
加算に係る内容	一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。	
その他	体験の機会・場に関連した本体請求に関する例示となります。 <u>地域生活支援拠点等であることを要件としません。</u>	

加算（４）専門的人材の確保・養成

■重度障害者支援加算（Ⅰ）、重度障害者支援加算（Ⅱ）

対象サービス	共同生活援助	
単位数等	基本単位	加算単位
		重度障害者支援加算（Ⅰ）：360単位/日 重度障害者支援加算（Ⅱ）：180単位/日
加算に係る内容	障害支援区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者（Ⅰ）又は障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者（Ⅱ）が利用している場合であって、指定基準に定める人員基準に加えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を修了している場合に加算	
その他	<u>専門的人材の確保・養成に関連した加算に関する例示となります。</u> <u>地域生活支援拠点等であることを要件としません。</u>	

加算（4）専門的人材の確保・養成

■重度障害者支援加算（Ⅱ）

対象サービス	生活介護	
単位数等	基本単位	加算単位
		(1)7単位/日 (2)180単位/日
加算に係る内容	(1) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、強度行動障害を有する者にサービスの提供をした場合（体制加算） (2) 支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合（個人加算）	
その他	<u>専門的人材の確保・養成に関連した加算に関する例示となります。</u> <u>地域生活支援拠点等であることを要件としません。</u>	

加算 (5)地域の体制づくり

■地域体制強化共同支援加算

対象サービス	計画相談支援、障害児相談支援	
単位数等	基本単位	加算単位
		2,000単位／回
加算に係る内容	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った場合で、地域課題を整理し、武蔵野市地域自立支援協議会に報告した場合に算定することが出来る加算	
その他	<u>武蔵野市地域自立支援協議会への報告方法については、今後の事業実施の中で具体的に定めていきます。</u>	

登録関係・加算等の取り扱いについての問い合わせ先

武蔵野市障害者福祉課管理係

電話 0422-60-1904

Mail SEC-SYOUGAI@city.musashino.lg.jp